平成25年 第7回 東京都教育委員会定例会会議録

日 時:平成25年4月11日(木)午前10時04分

場 所:教育委員会室

東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第34号議案 「東京都教育ビジョン(第3次)」について

2 報告事項

- (1) 平成26年度使用都立高等学校用(都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。)教科書の採択について
- (2) 都内公立学校における体罰の実態把握について (第一次報告)
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

	委 員	長	木	村		孟
	委	員	内	館	牧	子
	委	員	竹	花		豊
	委	員	乙	武	洋	匡
					(欠層	菁)
	委	員	Щ	口		香
	委	員	比留	引間	英	人
(説明員)	教育長 (再掲)		比留	引間	英	人
	次長		庄	司	貞	夫
	教育監	<u>.</u> 1	高	野	敬	三
	総務音	3長	松	Щ	英	幸
	都立学校教育部長 地域教育支援部長 指導部長		直	原		裕
			谷	島	明	彦
			金	子	_	彦
	人事部長		岡	﨑	義	隆
	福利厚生部長		前	田		哲
	教育政策担当部長		白	Ш		敦
	教育改革推進担当部長		出	張	吉	訓
	特別支援教育推進担当部長		廣	瀬	丈	久
	人事企	全画担当部長	加	藤	裕	之
(書 記)	総務部	『教育政策課長	八	田	和	嗣
		委委委委委教次教総都地指人福教教特人赞为 经 新 学 养 音 再 可 改 支 企	委	委 員	委員 内 館 花 委員員 人事企画担当部長 大竹 元 九 田間 大長 日間 大長 日間 大長 日間 大長 1 日間 大夫 1 日間 大き 1 日間 大き 1 日間 大き 1 日間 大き 1 日間 日間 <t< td=""><td>委員 内</td></t<>	委員 内

開会・点呼・取材・傍聴

【委員長】 ただいまから、平成25年第7回定例会を開会します。

本日は、乙武委員から御都合により御欠席との届出を頂いております。

最初に、新しい委員の御紹介でございます。瀬古前委員の後任といたしまして、平成25年4月1日付けで山口香委員が御就任されましたので御紹介申し上げます。一言、御挨拶をお願いできればと思います。

【山口委員】 このたび新しく教育委員を仰せつかりました山口香と申します。よろしくお願いいたします。委員になることが決まってから、様々なレクチャーを受けながら勉強中でございまして、やる気は十分なのですけれども実力が伴わないところが多々あると思います。教育現場が抱えている様々な問題など、教育の持つ力であるとか役割というのは非常に重要だと思っておりますので、お役に立てるよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 よろしくお願いします。ありがとうございました。

それでは、取材・傍聴関係でございます。取材関係は、フジテレビほか11社、合計12社からの取材の申込みがございました。また、個人は、合計10名からの申込みがございます。許可してもよろしゅうございますか。 —— 〈異議なし〉 —— 今日は、山口委員が初めてということで頭撮りがございます。フジテレビほか8社から、合計9社からの頭撮りの申込みがありました。これはこれまでの記録ではないかと思います。それでは、入室をしていただいてください。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回3月21日開催の第5回定例会会議録については、先日お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。 —— 〈異議なし〉 —— それでは、第5回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回3月28日開催の第6回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回まで に御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願い します。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、報告事項 (3) につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。 —— 〈異議なし〉 —— それでは、この件につきましては、そのように取り扱います。

議案

第34号議案

「東京都教育ビジョン(第3次)」について

【委員長】 まず、第34号議案、「東京都教育ビジョン(第3次)」についてです。教育政策担当部長、説明をお願いいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、第34号議案資料「東京都教育ビジョン(第3次)概要(案)」で御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

本件は、「東京都教育ビジョン(第2次)」の計画期間が平成24年度までであることを踏まえ、平成25年度からの5か年間を中心として、中長期的に取り組む教育の方向性を示す「東京都教育ビジョン(第3次)」を策定するために、議案として提出するものでございます。

「東京都教育ビジョン(第3次)概要(案)」の1ページを御覧いただきたいと存 じます。まず、本ビジョンの基本的な考え方についてでございます。

- 「1 東京都教育ビジョン (第3次) 策定の経緯」についてでございますが、東京都教育委員会は、これまで平成16年に「東京都教育ビジョン」を、平成20年には「東京都教育ビジョン (第2次)」を策定して教育改革を進めてまいりました。また、平成23年に東京都の新たな長期ビジョンである「2020年の東京」が策定され、国においても教育基本法の改正、学習指導要領の改訂等が行われたところでございます。
- 「2 社会の変化と教育が果たす役割」に記載しておりますが、グローバル化の進展など社会が急速に変化する中で、教育が果たす役割がますます重要になってきておるところでございます。

このような状況を踏まえ、教育基本法や東京都教育委員会の教育目標に沿った教育 を推進するため、2月21日の教育委員会定例会におきまして、教育基本法に定める東 京都の教育振興基本計画でございます「東京都教育ビジョン(第3次)(仮称)

(案)」について御報告をさせていただきました。教育委員会定例会におきまして は、委員から、自己肯定感を高めることについて、本ビジョンの基本理念等に位置付 けることはできないかという御意見を頂いたところでございます。

2ページを御覧いただきたいと存じます。左上に掲げております「東京都教育ビジョン」の基本理念としては、社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培うという基本理念の下に、この下に掲げている5つの視点から、その右側にある10の取組の方向を定めたところでございます。

先ほど申し上げました視点の最初でございます。子供一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高めるといたしました。この内容につきましては、本文に、より具体的に記載をさせていただいています。

この右側に、「知」「徳」「体」という児童・生徒に対する、伸ばしていく方向性、それを支える「学校」「家庭」「地域・社会」の取組を10の方向性として定めたところでございます。

取組の方向とそれぞれの主要施策につきましては、3ページ以降に記載してございます。

取組の方向1では、学びの基礎を徹底するとして、基礎・基本の定着と学ぶ意欲の

向上、取組の方向2では、個々の能力を最大限に伸ばすとして、思考力・判断力・表現力の育成、国際社会で活躍する日本人の育成、4ページになりますが、取組の方向3では、豊かな人間性を培い、規範意識を高めるとして、人権教育の推進、道徳心や社会性を身に付ける教育の推進、取組の方向4では、社会の変化に対応できる力を高めるとして、社会の変化に自律的に対応できる力の育成、社会的・職業的自立を図る教育の推進、5ページになりますが、取組の方向5では、体を鍛えるとして、体力向上を図る取組の推進、競技力向上を図る取組の推進を掲げております。

取組の方向6では、健康・安全に生活する力を培うとして、健康づくりの推進、安全教育の推進、6ページにまいりますが、取組の方向7では、教員でございます。教員の資質・能力を高めるとして、優秀な教員志望者の養成と確保、現職教員の資質・能力の向上、優秀な管理職等の確保と育成といたしました。

取組の方向8では、質の高い教育環境を整える、として、これまで策定しております都立高校改革推進計画と東京都特別支援教育推進計画、それぞれの着実な推進を掲げたところでございます。子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築として、スクールカウンセラーの配置等を掲げております。また、学校の組織力の向上、学校の教育環境整備を掲げたところでございます。

7ページにまいります。取組の方向9では、家庭でございます。家庭の教育力向上 を図るとして、家庭教育を担う保護者への支援体制の充実、仕事と生活の調和による 保護者の教育参加の推進といたしました。

取組の方向10では、地域・社会の教育力向上を図るとして、地域等の外部人材を活用した教育の推進、地域における多様な活動の充実といたしました。

前回御報告申し上げたものは、この方向に沿って文言等を整理いたしまして、冊子 としてまとめております。

続きまして、意見の公募について御説明をいたします。 A 3 の参考資料として、「東京都教育ビジョン(第 3 次)(仮称)(案)に対する意見の概要について」が本文の後に付いております。

まず、意見募集の実施状況でございます。去る2月21日に公表いたしました「東京都教育ビジョン(第3次)(仮称)(案)」について意見の公募をいたしました。

「1 意見募集の実施状況」を御覧いただきたいと存じます。平成25年2月21日から3月15日までの期間、「東京都教育ビジョン(第3次)(仮称)(案)」につきまして、学校、区市町村教育委員会に送付いたしますとともに、ホームページへの掲載、教育庁ツイッター、報道機関等への送付によりまして、広く都民、学校関係者等に周知いたしまして意見を募集したところでございます。

その結果は、真ん中の表にございますように、合計111件の意見が寄せられました。(3)に意見の件数等を掲載しております。

意見の内訳は、「7 教員の資質・能力を高める」に関する意見が23件、「8 質の高い教育環境を整える」に関する意見が15件、「2 個々の能力を最大限に伸ばす」に関する意見が14件等となっております。

「イ 属性及び人数」は、合計46人の方から意見がございました。個人の方が24 人、保護者の方が10人となっております。

111件の主な内容とその意見に対する考え方をまとめておりますけれども、その主なもの5点について御説明申し上げます。

右側の意見例を御覧いただきたいと存じます。「2 個々の能力を最大限に伸ばす」につきまして、高校在学中の留学などは、これからの人材を育てる上で良い取組であり、「国際社会で活躍する日本人の育成」の一層の推進を期待しているという意見をいただきました。これにつきまして、右側でございますが、広い視野や海外で通用する高い英語力、リーダーとしての自覚やチャレンジ精神等を育成するとともに、留学を阻害している要因を解消し、高校在学中に高校生を留学させる「次世代リーダー育成道場」の取組を今後も継続し、拡大を図るとして、本文にその旨を記載しております。

「7 教員の資質・能力を高める」につきましては、教員の資質・能力の向上は重要であり、具体的な取組を進め、質の高い教員の育成を実現してほしいという意見を頂きました。これにつきましては、初任者の段階からの意図的・計画的な人材育成を行い、本ビジョンに記載した施策を着実に実施し、教員の資質・能力を向上させていくと記載しております。

このように、頂いた意見では、おおむね東京都教育委員会が既に行っている、ある

いは行うことにつきまして、賛同が得られたものが約半数以上と考えております。

次に、意見を受けまして本文に記載した内容を追加したもの等につきまして、3か 所御説明いたします。

1点目は、「5 体を鍛える」についてでございますが、子供の外遊びを一定時間、一律に強制するのではなく、個々の希望や状況に応じて柔軟な運用が可能になるように配慮してほしいという御意見を頂きました。それにつきまして、対応に記載のとおり「総合的な子供の基礎体力向上方策(第2次推進計画)」の内容を踏まえ、本文の、体力向上を図る取組の推進の「施策の必要性」に、身体活動量を増加させることの必要性について、新たに具体的に記載しました。

2点目は、「6 健康・安全に生活する力を培う」についてでございます。都立高校の生徒と自治会や町会がともに行う防災訓練が、一層広がることを望むという意見を頂きました。これにつきましても既に実施しておりますが、全都立高校で実施する一泊二日の防災訓練を今後も継続するとともに、地域の町会・自治会と連携して、避難所の運営を経験させるなど実践的な訓練を実施し、子供たちに「自助」「共助」の精神と実践力を高めていくと具体的に記載したところでございます。

3点目は、「7 教員の資質・能力を高める」について、多様な課題に対応しながら学校経営に当たる管理職に必要な資質を計画的に育てていくことが必要であるという意見を頂きました。この意見につきまして、学校や子供に関わる新たな課題に対応するため、教育管理職には、幅広い視野と教育施策への深い理解、学校組織マネジメント能力等の育成が不可欠である。このため、若手教員のうちから学校マネジメント能力の育成を図る研修を体系的に実施すると記載させていただきました。また、本文におきまして、優秀な管理職の確保と育成の「施策の必要性」の中に「子供や学校に関わる様々な課題等に対応するため、」と追記いたしまして、優秀な管理職を育成する必要性を改めて記載したところでございます。

このほか、意見を頂きました表現、表記の精査を行うとともに、グラフや表が見や すくなるようにということで、工夫をしたところでございます。

その他頂いた主な意見は次のページ以降にまとめておりますが、右側に二重丸を記載しているのは、既に記載があるものでございます。また、丸につきましては、意見

を基に記載の変更や追加したものでございます。黒い丸印は、参考意見として頂いた 意見でございます。

このように、教育委員会での御意見、意見募集の結果などを踏まえ、本日御覧いただいている概要(案)と本文にまとめたところでございます。今後もこのような施策に基づきまして、教育の一層の充実を図っていただきたいと存じます。本日御決定いただきました場合には、区市町村教育委員会への送付及びプレス発表とともに、12日、15日に予定しております教育施策連絡会において周知を図るところでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。この件については、既に懇談会で何度か議論をしてきておりますが、いかがでしょうか。何か御意見はございますか。

【竹花委員】 このビジョンは、教育基本法に基づいて策定する必要があるもので ございまして、この間、教育委員会でも何度か議論してきたものを上手にまとめたも のであると思います。

問題は、このビジョンをこれから具体的な施策として落としていく、実行していく ことが大事なわけで、そういう意味で、東京都教育委員会でできること、区市町村教 育委員会において実現していただくもの、社会全体に対して求めていくものをうまく 整理して、是非ともスピード感を持って実現していくことに事務方は努力してほしい と思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございました。これはパンフレットを作るのですね。

【教育政策担当部長】 基本的には、この概要(案)をいわゆるパンフレットといいますか、幅広く配れるものにしていきたいと思っております。

【委員長】 何部ぐらい刷って、どう配布するのですか。

【教育政策担当部長】 そこまで計画はしてございませんが、かなりの部数を刷りたいと思っています。基本的には全学校とか、これ自体、何部と限られているものではございませんので、御要望がありましたら、どんどん追加をして配っていきたいと考えております。

【委員長】 本文は。

【教育政策担当部長】 本文も同じでございます。

【委員長】 分かりました。細かいことを申し上げて恐縮ですが、字が小さかったり、読みにくかったりするところがあるので、その辺は是非工夫をしていただきたいと思います。

【内館委員】 私も概要(案)を配る方がいいと思いました。全て必要なことですけれども、どうしても推進とか、ありきたりの言葉が並んでしまうと、もう読む気がしなくなるという人も多いと思いますので、やはり概要(案)を配って、必要な部分は補足する方がいいように思いました。

【教育政策担当部長】 ありがとうございます。

【委員長】 これはやってみるとなかなか難しいのですが、たくさんあるビジョンの中で、各教育委員が、特にどこのどの施策に重点を置きたいかというメッセージを出すことも、良いのではないかと思います。前に一度やったのですが、若干危険な面があって、ある委員はここだけを重要と考えていると取られるという可能性はあります。その辺、少し工夫が要るのですが、是非やってみましょう。

【教育政策担当部長】 はい。

【委員長】 よろしゅうございますか。 — 〈異議なし〉 — それでは、この件については、原案のとおり御承認いただきました。

報告

- (1) 平成26年度使用都立高等学校用(都立中等教育学校の後期課程及び都立 特別支援学校の高等部を含む。)教科書の採択について
- 【委員長】 報告事項(1)平成26年度使用都立高等学校用(都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。)教科書の採択について、御説明します。
- 【指導部長】 (1) 平成26年度使用都立高等学校用(都立中等教育学校の後期課

程及び都立特別支援学校の高等部を含む。) 教科書の採択について、御説明します。

毎年この時期に、その年度の採択の方法につきまして確認をしていただいております。今回は年度初めということもございまして、お手元に参考資料を付けておりますが、教科書採択の仕組み、スケジュールにつきまして御確認を頂いた上で中身に入ってまいりたいと思っております。

A3の資料を御覧ください。まず、左上の「1 採択権者」でございますけれども、採択権者は、都立学校につきましては東京都教育委員会、区市町村立学校につきましては区市町村教育委員会。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に、教育委員会の職務権限として定められております。

「2 採択の仕組み」ですが、都立学校には義務教育諸学校、例えば都立中学校、 中等教育学校、特別支援学校の小学部・中学部がこれに該当しますが、この義務教育 諸学校と高等学校等とは採択の仕組みが異なっております。

まず、義務教育諸学校につきましては、右下に小さく書いております「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条」で法的に定められておりまして、一番の特色は、右上の東京都教科用図書選定審議会に諮問いたしまして、採択案を答申としていただき、これを東京都教育委員会が④で採択するという流れになっております。

これに対し、高等学校は、こうした法的な決まりがございません。そこで、採択権者である東京都教育委員会がその方法を定めるということで、右上の網掛けしてあります①採択方法の決定が、この後説明させていただく内容となっております。調査研究資料を私どもで作成いたしまして、学校に配布し、学校では教科書を選定し、その結果を踏まえて⑤で採択するという流れになっております。

右上を御覧ください。「3 採択替え及び調査研究の年度」についてまとめております。義務教育諸学校は、採択した教科書を4年間使うことが決まりになっておりますので、4年に1度、採択替えがございます。今回、平成25年度を見ていただきますと、一般図書とあります。この一般図書というのは、下に書いております特別支援学校などで教科書として使用される絵本などの市販図書を指しますが、これについては小・中学校の採択替えがない年に行っておりまして、今年度はこれを調査研究し、採

択することになっております。

一方、高等学校は、毎年採択替えができるということで、新たに検定を経て、目録に登録された検定本が出た年度に調査研究を行い、採択を行うことになっておりまして、平成25年度は、主として中学年用、全日制の高校で言いますと、2年生が主に使う教科書が今年度の調査研究、採択の対象となります。

最後に、今年度の採択事務の主な日程をまとめております。黒丸の義務教育諸学校の一般図書につきましては選定審議会を3回予定してございまして、その都度答申を頂き、それを直近の教育委員会で報告させていただきまして、7月には採択するという流れになっております。

一方、白丸の高等学校につきましては、この後報告する内容で御了解を得られましたら、直ちに学校に通知し、事務局と学校におきまして調査研究を進めまして、最終的には8月に教科書を採択するという流れでございます。

以上、仕組みとスケジュールについて説明させていただきました。

それでは、報告資料(1)にお戻りください。

- 「1 教科書採択に当たっての留意事項について」でございますが、これは東京都教育委員会が留意すべき点を(1)から(4)までまとめております。(1)採択は、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。(2)学校教育法附則第9条の規定による教科書、これは先ほど申し上げた絵本などの一般図書を指しますが、これを除きまして「高等学校用教科書目録(平成26年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択すること。(3)実際の採択に当たって参考になるように専門的な調査研究を東京都教育委員会は行うこと。
- (4) 生徒の実情を十分配慮していくこと、以上4点を留意することとしております。

次に、調査研究の対象となる教科書についてでございますが、ここにまとめました ように、今回新たに文部科学省の検定を経た教科書は178点で、このうち教科書目録 に登載された教科書について調査研究をしてまいります。

次に、どんな内容を調査研究するのかでございますが、これは新学習指導要領の各 教科の目標などを踏まえ、1冊ずつ教科書の特徴や違いが分かるように、アとイの項 目について調査研究してまいります。アの内容は、例えば、国語総合などでは、書くこと、作文の教材がどれぐらいあるか、古文と漢文の教材の割合がどれぐらいになっているかなどの内容についての調査。イの構成上の工夫は、例えば、コラムを設けているとか、写真がどういうふうに配置されているとか、分冊になっているとか、構成上の工夫を調査してまいります。

調査した内容につきましては、(3)各都立学校等に6月下旬から7月上旬を目途に配布してまいります。

- 「3 各都立高等学校等における教科書の選定について」でございますが、各学校の校長の責任と権限のもと、以下の4点について留意した上で選定するということでございます。
- (1)では、各学校に「教科書選定委員会(仮称)」を設置する。その委員長は校長とすること。(2)では、今説明いたしました「高等学校用教科書調査研究資料」を活用して、調査研究を学校で行うこと。(3)では、生徒の実態を踏まえ、目録に登載された教科書から一番その学校の生徒にふさわしいと思われる教科書を選定すること。(4)では、学校は様式を定めたものにその選定した理由を明記し、教育庁指導部に報告することとしております。この選定理由は、例えば、進学を目指す学校ですと、大学受験を目指す生徒にはこの教科書のこのような内容が適切であるということや、図版やカラーの写真が多くて生徒の関心を引くなどの理由からこの教科書がふさわしいといった理由を挙げてもらうことになっております。
- 「4 教科書の採択について」でございますが、(1)教科書調査研究資料を活用して採択する、(2)実際に教科書を見ていただいて、教科書調査研究資料、各学校の選定結果を検討した内容を総合的に判断し、適当と認められた教科書を採択するという流れでございます。

今後の予定でございますけれども、今回この内容が了解いただきましたならば、直 ちに学校に通知いたしまして、学校では選定事務を進め、8月には採択議案として上 程させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御質問、御意

見はございますか。

例年と変わったところはないと考えてよろしいのですね。

【指導部長】 この内容につきましては、変わってございません。

【委員長】 3回審議会をやって、7月にその結果を受けて決定するということで すね。

【指導部長】 はい。義務教育の一般図書については、そういった流れでございます。

【委員長】 分かりました。

よろしゅうございますか。それでは、この件については報告として承りました。

(2) 都内公立学校における体罰の実態把握について (第一次報告)

【委員長】 報告事項(2)都内公立学校における体罰の実態把握について(第一次報告)、説明を、人事部長、よろしくお願いします。

【人事部長】 それでは、報告資料(2)に基づきまして御説明申し上げます。

東京都教育委員会が1月に開始いたしました体罰の実態把握調査、これは都内の全 公立学校2,184校の全教職員、全児童・生徒を対象に行った調査でございまして、速 報値がまとまりましたので御報告するものです。

調査の内容ですが、1の(3)平成24年度の教育活用における暴力による体罰、精神的・肉体的苦痛を感じる体罰の疑い例も含めてその有無を、教職員に対しましては校長による聞き取り調査で、児童・生徒に対しましては質問紙に回答させる方法で実施いたしました。調査期間は平成25年1月21日から3月15日でございます。

下の囲みの全体の報告数でございますが、490校、962人の教員等による事例が報告されました。

- 「(1)学校別報告数」は御覧のとおり、中学校から738人の報告がありまして、 全体の77パーセントを占めております。全体の報告数が962人でございます。
- 「(2) 申告者別報告数」の内訳でございますが、教員本人が行ったものが401 件、他の教員が行っているのを見たというものが90件、児童・生徒本人が体罰を受け

たものが551件、他の児童・生徒が受けているのを見たというものが342件、このほか 保護者や地域住民から寄せられた情報がそれぞれ27件、6件とございまして、全体で 1,417件となっております。

なお、1つの事案につき複数報告があるため、(1)の報告数の合計とは一致いた しません。

次のページをおめくりください。「3 報告の内容」でございます。3つに分類をしております。①は、たたく、蹴るといった体罰と認定すべき行為を行った者の人数で、合計155人。この数字の意味合いですが、通常は年間に服務事案として30件から40件上がってきまして、今回の調査では、従来報告のなかったような事案まで数多く情報提供をいただき、出てきたという認識でございます。

②は、不適切・行き過ぎた指導の疑いがある行為でございます。これは2つに分かれまして、アは児童・生徒の身体に対するもの。これは胸倉をつかむもの、頭を押さえるといったレベルの行為です。イは、教員等の暴言とか物を投げるといった発言・行動によるものでございます。それぞれ合計で615人、51人となっております。

右の備考欄を御覧ください。このジャンルにつきましては、指導の範囲内と認められる行為と不適切・行き過ぎた指導の範ちゅうの行為が含まれておりまして、これは最終報告までに、なお精査させていただきたいと思います。その指導の範囲内の行為とは、例えば、叱責、反省を促す、抑えるなどの行為があります。3の不適切な指導・行き過ぎた指導といいますのは、先ほど申し上げたように、胸倉をつかむ、暴言等でございまして、こういうカテゴリーになっております。

それから、全体を3つに分けた③の非該当は事実誤認等によるもので、実際にはその行為はなかったと確認されたものや生徒が誤って回答してしまったものなど、合計で141件ございました。

次に、「4 体罰の内容」です。体罰と認められる、3の①でお示しした155人の 内訳について、4つの観点から御説明いたします。

「(1) 行為者別の体罰の状況」ですが、教職員が133人、そのほかに、外部指導員による体罰が16人、卒業生・上級生等による体罰が6人ございました。なお、中学校における体罰が93人と、体罰全体の6割を占めているのが特徴でございまして、そ

の理由としましては、中学生が精神的にも成長過程にあること、生活指導が必要なケースが多かったり、高校よりも中学で部活動が盛んであることが背景になっていると考えております。

右の表の「(2)場面別の体罰の状況」ですが、授業等の教育活動中の体罰は小学校、中学校に多くなっておりまして、合計で78人となっております。部活動中の体罰は、中学校、高等学校で、やはり部活の盛んな中学校に多く、合計で77人となっております。

続きまして、3枚目をお願いします。「(3)体罰を行った回数別、対象人数別の 状況」ですが、縦軸は体罰を行った回数別、横軸は体罰を受けた児童・生徒数別に区 分しております。体罰1回のみが6割で93人を占めております。ここが一番多いカテ ゴリーですが、複数回のものも、2回から4回が41人、5回以上が13人、まだ回数の 特定に至っていないものが8人ございます。このような回数別の状況です。

- 「(4)児童・生徒に傷害を負わせた事案」は、合計で22人でございました。あざ・内出血等5人、鼻血4人、口内出血4人等、以下御覧のとおりでございます。
- 「5 最終報告に向けて」でございます。この調査の最終報告は5月下旬にまとめる予定としておりまして、(1)体罰と認定したものにつきましては、行為の内容とともに学校名を明らかにしたいと考えております。これについてはいろいろ議論はありますが、東京都教育委員会、地区教育委員会、学校が一体となって、それぞれの立場から体罰の根絶に取り組むために必要なことであると考えました。

なお、上級生などの暴力のケースにつきましては、未成年者同士のことでありまして、同じ学校に在校しているということで指導の中で収めていきたく、重大な傷害のケースを除いては、原則として学校名は出さないこととしたいと考えております。

- (2)体罰に至った原因、背景等につきましても分析しておりまして、「6 体罰の根絶を図るための取組」の「(4)「体罰調査委員会」による原因・背景の究明」をしておりますが、これを活用しながら、できる限り分析してまいります。
- (3)、これはさっき申し上げたとおりですけれども、「3 報告の内容」の②不適切・行き過ぎた指導の疑いがある行為、体罰以外の行為につきましては、その行為が指導の範囲内の行為であるのか、不適切な指導、行き過ぎた指導であるかを明らか

にしてまいります。こうした作業を行い、最終報告をさせていただきます。

右の6は、体罰の根絶を図るための現在までの取組でございます。特に(5)は、3月に発足させております「部活動指導の在り方検討委員会」で、今後の体罰根絶に向けた総合的対策を打ち出していく予定でございます。外部委員、スポーツ指導者、学識経験者等も含めております。

このほか、(6)新たな通報窓口の開設なども行います。

こうした取組によりまして、東京の学校から体罰を根絶してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何か御質問、御意 見はございますか。

【竹花委員】 確認ですけれども、「3 報告の内容」の①体罰、②不適切・行き 過ぎた指導の疑いがある行為、③非該当とありますが、この非該当というのは一体何 ですか。

【人事部長】 これは、児童・生徒からも疑いのある事例を含めて報告いただきたいということで調査を進めておりまして、その中には、生徒からの情報はあったけれども、実際教員本人に確認したら、それは事実と違うということであったり、生徒が練習がつらいということで書いたとか、いわば体罰とは関係がない状況のものも混ざっておりまして、これが141人で非該当とさせていただいたものです。

【竹花委員】 そうすると、東京都教育委員会の求めた報告様式に基づいて、各学校から区市町村教育委員会に調査報告させたものが、そのまま東京都教育委員会に上がってきた件数が合計962人、594校あったということになるのですね。

【人事部長】 さようでございます。

【竹花委員】 東京都教育委員会は、今のところ区市町村教育委員会に依頼して事 案を精査させているわけですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 141人については、既に非該当であることがはっきりしたということですね。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 現在、なお調査中ではあるけれども、体罰であるということが明確になった行為を行った155人というのは、被害者の数ではなくて、先生の数ですね。

【人事部長】 加害者の方でございます。

【竹花委員】 要するに、先生なり体罰を加えた人が155人いたということでありますよと。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 ②として報告されたものがそれぞれ615人、51人あるわけですけれども、アの615人の中には、今後の調査によっては体罰であることが明らかになるものも含まれるわけですか。

【人事部長】 私どもは十分事案を見ておりまして、恐らくないとは思いますが、 なお精査した上で、上に上がるものがもしかしたら出るかもしれません。ただ、基本 的には、②に入れているものは、たたく、蹴るといった体罰と認定すべき行為以下の レベルと考えております。

【竹花委員】 体罰とまではいえないけれども、有形力の行使があったものがアであると見ていると。しかし、中身によっては指導の範囲内の行為と考えられるものがあって、不適切ではない、行き過ぎた指導ではないと見られるものも、この615人の中には含まれるということですか。

【人事部長】 さようでございます。

【竹花委員】 それがどれぐらいのものかは、これからもう少し精査をしなければ わからないと考えればよろしいですか。

【人事部長】 そうです。見解、事例がいろいろございますので。

【竹花委員】 場合によっては、非該当に移っていくものが数多くあるよということになるのでしょうか。

【人事部長】 はい。

【竹花委員】 なるほど。よく分かりました。

教育庁の事務方として、いろいろ議論をしたと思いますけれども、この体罰の数なり、行き過ぎた指導の疑いがある行為の数については、どんな感想を持っておられま

すか。

【人事部長】 私どもは通常、服務事案の体罰として上がってくるものは30件から40件と捉えておりましたので、それとそう違いがないはずであるという認識でおりましたけれども、今回、児童・生徒まで含めた情報を集めさせていただいたところ、実は、体罰に相当するものがこれだけあるということで、相当な数である。これを機に学校の現場から体罰を根絶しなければならないという思いを、新たにしたところでございます。

【竹花委員】 その御感想はもっともなのですけれども、今回の調査を通じて、体罰を行った155人のうち、先生は申告しなかったが、生徒の申告に基づいて調査をしたところ、先生もそれを認めて体罰であることが明らかになった加害者は、155人のうち何人ぐらいいますか。要は、自らは申告しなかったけれども、生徒なり、他の保護者なり、他の先生なり、そうした人たちの情報提供に基づいて体罰であることが確認されたのはどれぐらいありますか。

【教職員服務担当課長】 事案の調査の中で、同時並行でアンケートとヒアリングが行われていまして、先生の方が黙っていて、生徒の関係から発覚したケースもございますけれども、一方で、タイミングの関係で逆になるケースもございます。そういった観点もございまして、こちらでアンケートを回収するに当たりまして、そこら辺の順番が具体的になかなかわかりづらいという現状でございます。

【竹花委員】 よく分かりました。それでよろしいかと思います。それを知らなければならないわけではありませんけれども、状況はよく分かりました。

あと、教育庁として、なぜ報告すべきものが上がってこなかったのかという点について、何か理由は考えておられますか。

【人事部長】 今回、体罰と上がったものにつきましては、東京都として既に処分したものも含まれておりますし、東京都に報告が上がらない段階で、地区教育委員会がきっちり指導をしているものも入っておりまして、そこは認知されております。また、学校現場でも、校長からきっちり指導するという観点で注意が与えられているものもある。更には、今回児童・生徒の情報で、実はそういうことがあったのだということが新しくわかってきたというレベルがございます。

【竹花委員】 分かりました。今後、どういうふうに私どもが報告を求めていけばいいのかということも少し考えなければいけませんので、そこら辺は関心を持って、 今後も調査を続けてほしいと思います。

最後に、これは確認ですけれども、この調査の内容は平成24年度の教育活動における体罰事案等ということですので、平成24年4月以降となるわけですね。

【人事部長】 さようでございます。

【竹花委員】 この155人はすべからく平成24年4月以降のもので、それ以前のものは含まれていないと考えればよろしいですか。

【人事部長】 私どもの調査をお願いした趣旨としては平成24年度と書いてありましたけれども、中には少し前から継続的に行われているようなものも混ざっておりました。

【竹花委員】 やはりそこを判別するのは難しいかもしれませんね。

【人事部長】 余り限定的に捉えずに、実態調査ですので、幅広に求めたものでございます。

【竹花委員】 平成24年度を中心にという感じかな。

【人事部長】 そうです。

【竹花委員】 今いる生徒からすれば、中学3年生ですと中学1年生からのものを多分覚えているでしょうから、入ったばかりの時にこんなことがあったと話した方もおられるでしょうし、そういう意味では、調査の時期については少しアバウトな部分があるということ。それもよく分かりました。ありがとうございます。

これから、特に不適切なものかどうかについての調査をもう少ししていただければいいと思うのですけれども、最終的に私が思うのは、その事案、事案について、全て事実関係を細かく詰めなければいけないわけではないだろうと思います。そこで余り労力を使いますと、弊害も出てき得るのではないか。基本的に、こういう中身のものだったということで、関係者が皆、了解をすれば、あとはそれをどうなくすかということに力点を置いてやっていくことが大事なのではないか。もちろん当該先生の処分については、それなりのしっかりとした事実関係を明らかにする必要がありますけれども、それはその必要の範囲で行うということだと思います。今後の皆さん方の「最

終報告に向けて」の(3)のところについては、どうもよくわからないという事案が、今あってもおかしくないと思います。やはり過去の事実を完全につまびらかにすることはとても難しいことで、そこをぎりぎりやっていくことが決して目的ではないだろうと思いますので、そこはよくバランスを取って、これはAかBにはっきりさせるという形で迫らない方がいいのではないかと思います。そこはちょっと心配しますので、よろしくお願いいたします。

【人事部長】 分かりました。

【委員長】 私も同じ感触を持っています。さきほど精査の方法とおっしゃいましたが、精査の方法にはいろいろあって、非常に厳密にやる方法と、少し言い方は変ですが、わからないのはわからないとしてしまうというやり方もあります。その辺についてはどう考えておられますか。教育長、どうぞ。

【教育長】 今お話のあった点はかなり大事な点だと思っていまして、最終的に、 不適切な行き過ぎた指導だろうという行為と、これは指導の範囲内だという行為、それからグレーというのが出てくると現時点では考えています。

もう1点考えておかなければならないと思っているのは、子供の体に少しでも触れる行為が体罰だと取られるのも極めて危険だろうと。指導上、例えば、朝礼の時に、並んでいない子供を少し押して列に戻す行為や、頑張れよという意味を込めてお尻をたたくとか、肩をたたくとか、日常的に教育指導の中で出てくる行為がこの中に幾つか含まれていると考えていまして、体に少しでも触れたらというところまで行ってしまうと、学校現場がかなり萎縮するだろうなと思っています。ですから、そこのところは注意深くやっていきたいと思っていますし、ここを本当にぎりぎり詰めて、白黒はっきりさせるのが今回の目的ではないと思っていますので、そういう意味では、この②は慎重に扱っていきたいと思っています。

【委員長】 私も同じような感覚を持っていますので、是非よろしくお願いします。

【竹花委員】 教育長の方でそういう認識をしっかりと持っていただいていることで安心いたしましたけれども、やはり事実を特定するというのは非常に難しくて、外形的事実は同じでも、その場の状況とか、お互いに先生とその子供とのふだんからの

関係とか、そういうことで著しい、度を過ぎた指導を受けたと受け止めるのか、受け止めないのか、あるいは客観的にそれはそうなのかということについて判断することは、非常に難しい側面があるだろうと思うのです。そういうこともありますので、そういう悩みも含めて、この調査の過程で明らかにして世の中に言っていくのも一つの方法かもしれないと思うのです。学校現場において、言うことを聞かない子供にどう対処するのか、それは決して簡単なものではないはずで、体罰かそうでないか、そんなものをはっきりさせろと、それは少し違いますよということも世の中に向かって言ってもいいのではないかという気もいたします。せっかくこういう調査をしたのですから、我々は別に誰かをかばおうとか、そういうことでは決してなくて、教育現場での迷いとかも少し分かっていただくように考えたらいいのかもしれませんね。そうしないと、やっている先生たちが浮かばれないでしょう。そういうことも少し考えて報告されればどうでしょうか。

【委員長】 山口委員、何かありますか。

【山口委員】 体罰で上がっている事例と傷害を負わせた事案で人数が出ているのですけれども、恐らく傷害にまでは至らなかったが体罰があったということで、体罰は非常に広いと思うのですけれども、調べていかれる中で、どういった事案が一番体罰として多かったのか。例えば、頭をちょっとたたいたとか、先ほど教育長が言われたようなことなのか、もう少し深刻なものなのか、どの程度のものなのかを教えていただきたい。

【人事部長】 この155人については、殴る、たたくが一番多いです。 6割ぐらいが、単に殴るということでした。次に、蹴るという行為が意外に多くて24パーセントぐらいありました。殴る、蹴るというのが形態としては多い。やはりとっさに手を出す、足を出すというところでございます。幸いにして、多くの場合はけが等に至っておりません。

あと、回数別にいうと、1回というのが、先ほど申し上げたように、6割ぐらいを 占めます。

【竹花委員】 今、山口委員のお話で触発されたのですけれども、これは瀬古委員が関心を持っておられたことなのですけれども、教員等の発言・行動によるものが51

人あります。これはどんな中身なのですか。どんなことを言って、生徒は非常に不適 切な指導をされたと感じているのですか。

【人事部長】 ちょっと言いづらいのですけれども、「死ね」、「殺すぞ」、「使 えねえ」というような強い発言を練習試合等で使っているというケースが多いです。

【竹花委員】 やはりそこは、ふだんの学校現場よりも部活で起きるものが多いですか。

【人事部長】 部活動中のものが多いです。あとは、練習中に、できないのだった ら帰れとか、練習にきちんと来ていないからスターティングメンバーに入れないと か、そういうことを強い口調で言っているというケースが報告されています。

【竹花委員】 そうだとすると、そこもむしろ非該当に入るものが精査の中ではあり得ませんか。練習に来ない子供たちにどう対処するかというのも、何かあるような気もしますけれども、今ぐらいのことだったらどうだろうか。

【人事部長】 普通の状況で聞くと、馬鹿とかそういう言葉は、はっきり言って良くないとは思います。ただ、先ほど竹花委員がおっしゃったように、試合の中で励ますというケースがある場合には、指導の範ちゅうに入るものもあるのかもしれません。

【竹花委員】 そこもやはり非該当等になる部分もある、要するに教育の指導の範囲内だと見るべきものもあるのではないかとも思いますので、そこも少し精査をしてくださればと思います。よろしくお願いします。

【内館委員】 不適切な指導、行き過ぎた指導のところですけれども、2000年に私がNHKで朝のテレビ小説を書いたとき、舞台設定は小学校の現場だったのです。主人公の男の子が北山太陽という名前だったのですけれども、担任の先生が、「おい、北山、これ分かるか」と指したりするわけです。「おい、北山、もっと元気出せ」とか。シングルマザーという設定でした。そのときに「おい、北山」と呼び捨てにしたと。これは体罰とは言いませんでしたけれども、人権じゅうりんである、同じ人間なのだから「北山さん」と言うべきであるという声が幾つか届いたのです。私は驚きまして、これは親愛の情を持って「おい、北山」と肩をたたいたり、「お母さん、元気か」とやるようなシーンを書いたのですが、それが結構あったのです。ああ、世の

中、大変なことになっているのだなと、私は正直、あの時に思いました。それで、私は最後まで「北山」で通したのです。そこにあるのは若い男の先生という設定でしたけれども、親愛の情ということで、「北山さん」と「おい、北山」では違うだろうということで最後まで通しましたが、同じ人間なのだから「北山さん」にせよという声が事実、何通もあったわけです。そういったことを考えますと、不適切な指導、行き過ぎた指導と指導の範囲内の行為かというのは、ますます難しくなってきて、どんな意見が出てくるか、ちょっと予測不能なところがあるということを一つの私の参考例として。

もう一つ、これは質問なのですが、A3判の3枚目の「(4)児童・生徒に傷害を 負わせた事案」の一覧に、あざとか鼓膜損傷といろいろ出ていますが、その他のとこ ろに中学校だけ4人。このその他はどういうものなのですか。

【体育健康教育担当課長】 その他には、捻挫、こぶ、あざのようなものも入っています。

【内館委員】 分かりました。

【委員長】 体罰ではないのですが、最近、大学ではアカデミックハラスメントというのが非常に大きな問題になっています。本当にハラスメントをやってしまった場合は別として、そのほとんどの原因は、先生と学生の信頼関係です。大嫌いな先生に、頑張れよと肩をたたかれただけでも嫌だという学生もたくさんいます。この辺の問題は非常に難しい。要は、先生が生徒との信頼関係をいかに築けるかということですね。相性というのは確かにありますね。私は大学の教師としてほとんどの学生とはうまくいったと思いますが、どうしてもうまくいかない学生も2、3人おりました。こういう調査を何度もやると、また調査が多いと叱られるかも知れませんが、やはり定期的に実施して、その結果から、教育委員会として勉強をしていくということが大切なのではないかと思います。

それでは、この件については報告として承りました。

参考日程

(1) 教育委員会定例会の開催

4月25日(木)午前10時

教育委員会室

(2) 教育施策連絡会

4月12日(金)午後2時

都庁第一本庁舎5階大会議場

4月15日(月)午後1時45分

中野サンプラザ

(3) 1都9県教育委員会全委員協議会

4月24日(水)午後1時

神奈川県立歴史博物館

【委員長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程でございます。次回定例会は4月25日木曜日、午前 10時から教育委員会室で開催いたします。

また、教育施策連絡会は2回開催いたします。1回目は4月12日金曜日、午後2時から都庁第一本庁舎5階大会議場で、2回目は4月15日月曜日、午後1時45分から中野サンプラザで開催いたします。

また、1都9県教育委員会全委員協議会は、4月24日水曜日、午後1時から神奈川 県立歴史博物館で開催されます。

以上でございます。

【委員長】 日程はよろしゅうございますか。そのほかに何かございませんか。 それでは、ただいまから非公開の審議に入ります。

(午前11時12分)